

Title	西ドイツ巨大企業の利潤再構成と利潤構造： ブレーメン大学「大企業研究グループ」の調査研究の概要と若干の検討(2)
Sub Title	Gewinnstruktur und Gewinnentwicklung in der westdeutschen Großindustrie : Ein Umriß und einige Erforschungen (1)
Author	植竹, 晃久(Uetake, Teruhisa)
Publisher	
Publication year	1979
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.22, No.1 (1979. 4) ,p.48- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19790430-03959437

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西ドイツ巨大企業の利潤再構成と利潤構造

——ブレーメン大学「大企業研究グループ」の調査研究の概要と若干の検討(2)——

植 竹 晃 久

- 1 はじめに——問題の所在
- 2 公表利潤概念の基礎思考とその問題点
 - 2・1 企業成果の公表機能とその限界
 - 2・2 資産評価上の問題——「慎重の原則」の今日的意義
 - 2・3 収益・費用概念と損益計算上の問題点
- 3 収益・費用の再構成と実質利潤の導出
 - 3・1 若干の方法的問題——「実現剰余価値」と企業利潤
 - 3・2 収益・費用概念の再構成——実質収益と実質費用
 - 3・3 物的資産の減価償却
 - 3・4 その他の修正諸項目と除外諸項目
 - 3・5 小括——個別資本的純利潤と隠蔽利潤の構成（以上、前号所収）
- 4 巨大企業の利潤構造とその展開（以下、本号所収）
 - 4・1 調査の対象と限定
 - 4・2 公表利益と修正利益の懸隔
 - 4・3 収益性の発展——収益率の推移と比較
 - 4・4 隠蔽利潤の構成とその展開
 - 4・4・1 粗利潤の構成と移転利潤の増勢
 - 4・4・2 隠蔽利潤の構成とその推移
 - 4・5 投資力の分析——内部金融力と投資の比較
 - 4・6 巨大株式会社企業の優位性——一般株式会社企業との比較分析
 - 4・6・1 西ドイツの株式会社
 - 4・6・2 利益水準と収益率の比較
 - 4・6・3 利潤構造の相違
 - 4・6・4 投資力の相違と経済的地位の格差
- 5 結語——利潤調査をめぐる諸問題と若干の検討

4. 巨大企業の利潤構造とその展開

4・1 調査の対象と限定

前項までの利潤概念の検討にもとづいて、ブレーメン大学大企業研究グループは、西ドイツにおける巨大企業について、これを実態調査している。対象企業は、一部の例外を除いて、1974年度時点での工業企業（製造業企業）の売上高上位50資本会社（株式会社45社、有限会社5社）であり（第4-1表参照。ただし、個々の指標の趨勢分析については、この間継続的に把握しうる企業41社を対象としている）、また対象期間は、少なくとも1景気サイクルを含む、1967年度から1975年度の9年間である。

〔第4-1表〕 調査対象企業一覧表

ランク	企 業 名	売上高 (100万 DM)	所 属 業 種	ランク	企 業 名	売上高 (100万 DM)	所 属 業 種
1.	Daimler Benz AG	13661	陸上輸送機	27.	Friedr. Krupp Hüttenwerke AG	3318	鉄 鋼
2.	Siemens AG	13241	電 機	28.	Degussa AG	3296	化 学
3.	Volkswagenwerk AG	11219	陸上輸送機	29.	Stahlwerke Peine- Salzgitter AG	2966	鉄 鋼
4.	Ruhrkohle AF	11122	石 炭 鉱 山	30.	Klöckner-Humboldt- Deutz AG	2803	機 械
5.	Deutsche Shell AG	10226 ⁽¹⁾	石 油 精 製	31.	Martin Brinkmann AG	2738 ⁽³⁾	食 料 品・煙 草
6.	BASF AG	10157 ⁽¹⁾	化 学	32.	Klöckner Werke AG	2716	鉄 鋼
7.	Esso AG	10076 ⁽¹⁾	石 油 精 製	33.	Chemische Werke Hüls AG	2541	化 学
8.	Farbwerke Hoechst AG	9656	化 学	34.	BMW AG	2492	陸上輸送機
9.	Bayer AG	9441 ⁽²⁾	化 学	35.	SEL AG	2389	電 機
10.	Gutehoffnungshütte AG	8132	諸 種	36.	Röchling Burbach GmbH	2258	鉄 鋼
11.	AEG-Telefunken AG	7867	電 機	37.	Norddeutsche Affinerie AG	2186	金 属
12.	August Thyssen Hütte AG	7338 ⁽¹⁾	鉄 鋼	38.	VEW AG	2131	一般エネルギー
13.	BP AG	6527	石 油 精 製	39.	BBC AG	2111	電 機
14.	RWE AG	5796 ⁽¹⁾	電 力	40.	Mannesmann HW AG	2096	鉄 鋼
15.	Veba-Chemie AG	5601	石 油 精 製	41.	Enka Glanzstoff AG	1896	化 学 織 維
16.	Metallgesellschaft AG	5119	金 属	42.	Saarbergwerke AG	1765	石 炭 鉱 山
17.	Ford Werke AG	4983	陸上輸送機	43.	Philip Holzmann AG	1378	建 設
18.	Adam Opel AG	4852	陸上輸送機	44.	Preussag AG	1375	石 炭 鉱 山
19.	IBM GmbH	4828	情 報 処 理 機	45.	Vereinigte Deutsche Metallwerke AG	1340	金 属
20.	Deutsche Texaco AG	4807 ⁽¹⁾	そ の 他 鉱 業	46.	Hochtief AG	1290	建 設
21.	Mannesmann-röhren- Werke AG	4675	鉄 鋼	47.	Thyssen-Rheinstahl AG	1123	鉄 鋼
22.	Friedr. Krupp GmbH	4448	諸 種	48.	Schering AG	1058	化 学
23.	Gelsenberg AG	4331	石 油 精 製	49.	Rügerswerke AG	1005	化 学
24.	Robert Bosch GmbH	4315	電 機	50.	Deutsche Babcock und Wilcox AG	525	鉄 骨
25.	Mobil Oil AG	3935 ⁽¹⁾	石 油 精 製				
26.	BAT GmbH	3421 ⁽³⁾	食 料 品・煙 草				

(注) 1. 売上高は1974年度のものである。

2. (1) 石油消費税を含む
(2) コンツェルンの売上高
(3) 煙草消費税を含む

3. Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 164 f. の付表より作成。

これら50大企業の総国内売上高（製造業）に占める割合についてみると、1966年で、36.2%、1970年で、39.0%、1975年で44.0%となっており、数の上では少数のこれら大企業が、経済の相当部分を占め、その比率も上昇してきている。これらのうち、10大企業の占める比率のみをみても、1966年12.3%、1970年13.8%、1975年17.5%と上昇してきており、この間の西ドイツの経済力の集中を

(注48)
示している。以上から、これら50大企業の調査は、西ドイツ経済の決定的な領域をカバーしている
といてよいであろう。なお、調査対象年度を1967年度以降としたのは、それ以前の有効な資料が
得られなかったことによる。この期間のみの分析をもってしては、真に長期的な発展状況を確定す
ることはできないが、それでもこの期間は一景気サイクルを含むものであり、したがって景気変動
にたいする企業利潤の動静は一応把握しうると思われる。(注49)

ここで分析対象とされている企業は、個々の資本会社であって、コンツェルンではない。これ
は、資料取得上の問題（コンツェルン決算が義務づけられるようになったのは1971年以降で、したがって1968
年度と1969年度のデータが得られないこと、またそこでは年金支払額や取締役給与の表示が義務づけられてい
ないこと、等）以外にも、つぎの理由による。すなわち、コンツェルン決算では内部売上高が連結さ
れ、外部売上高のみが表示されるにすぎないこと、他方、特定のコンツェルンの売上高は様々のコ
ンツェルンの連結範囲と交叉することにより二重計算となること、またコンツェルンの連結範囲が
様々で、コンツェルン間の比較に難点があること、コンツェルンには様々の業種の企業が属してい
ることから業種別の特徴がつかみにくいこと等がそれである。(注50)

ところで、個々の対象企業についての全調査データは、第2巻・資料編 (Tabellenteil) におさ
められている。これらの調査結果の説明に先立って、著者達はつぎのように述べている。すなわ
ち、「われわれは、われわれの調査資料を、単にわれわれの理論的ならびに経済政策的な命題の証
しとするにとどめず、調査対象となっている独占的企業の発展ないし価値増殖の状態に関心をもつ
者すべてがわれわれの調査結果を検証し、またとくに関心の深い企業について自分で評価していく
のを手助けするための、一つの材料として公開していくものである」と。(注51) そこで、われわれも、
「独占的企業の発展ないし価値増殖状態に関心をもつ者」の一人として、以下この間の事情を順を
追ってみていくことにしよう。

4.2 公表利益と修正利益の懸隔

企業の実質利潤たる個別資本的純利潤と修正前の損益計算書表示年度剰余額の差額は全期間（9
年間）で合計1094億マルク、したがって年平均にして122億マルクにおよんでいる。つまり、この
間、公表利益の実に4.42倍もの実質利益が達成されたことになる。(注52) しかも、両者の差額たる隠蔽利

(注48) Arbeitsgruppe Großunternehmen, Gewinnentwicklung und Gewinnverschleierung in der westdeutschen Großindustrie, Band 1, S. 16 f.

(注49) a. a. O., S. 25.

(注50) だが、こうした個々の株式会社（ないし有限会社）への限定は、他面において問題を残そう。法律形態としてはともかく経済的実態においては、コンツェルンはまさに個別資本の延長形態とみられるべきものであり、その個々の構成部分ではなくして、まさに総体において、はじめてその実態が統一的に把握されうると考えられるからである（なお、この点後述）。

(注51) a. a. O., S. 163.

(注52) a. a. O., S. 167.

〔第4-2表〕 年度剰余と個別資本的純利潤の推移

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
1. 個別資本的純利潤 (100万DM)	8501	10607	11370	12660	12018	13179	17313	18346	15507
2. 年度剰余 (100万DM)	2612	3441	3828	3844	2845	3117	4358	2691	2569
3. 1-2 (隠蔽額) (100万DM)	5889	7166	7542	8816	9172	10062	12955	15655	12938
4. 1:2 (隠蔽度・倍)	3.25	3.08	2.97	3.29	4.22	4.23	4.00	6.85	6.02
5. 3:1 (隠蔽比率・%)	69.3	67.6	66.3	69.6	76.3	76.4	74.8	85.3	83.4

(注) 1. 100万マルク (DM) 以下4捨5入。

2. 時間的比較可能性のために、当初からの継続把握企業41社について計算。

3. Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 168 (Band I) および同 Band II の付表(6. 57表) より作成。

潤額は、調査期間中、明らかに増加傾向にある(第4-2表)。すなわち、年度剰余額が、年度により多少の変動をとめないながらも、全般的には停滞気味に推移しているにたいし、個別資本的純利潤の方は、最後の1975年度には低下しているとはいえ、全般的には急角度の上昇カーブを示している。このことは、この間の経済の一般的停滞にもかかわらず、巨大企業が大幅に利潤増を達成してきたことを物語っているといつてよい。

このほか、両者の経緯の相違として、つぎの二つの点をみとめることができる。一つは、個別資本的純利潤の年々の変動幅が比較的大きいのにたいして、年度剰余の動きの方は変動幅も小さく、相対的に平坦な経緯をとっているということである。これは、現行会計諸規定の枠内で、各企業が好況時には低目に、逆に不況時には相対的に高めに、それぞれ利潤を計上しようとするものの現われであるといつてよい。もう一つは、とくに調査年度の後半についてそうであるが、両者の動きが同じではなく、ズレをとまなっていることである。とりわけ、いわゆるオイル・ショックの影響が現われた74年度については、年度剰余が大きく低下しているのに対し、個別資本的純利潤の方は逆に最高を記録しており、両者が単に絶対額で異っているのみならず、その動き方も違っていることを示している。

いま、実質利潤に占める隠蔽利潤の割合(隠蔽比率)を算定して、その推移についてみると、当初は利潤増につれてわずかながら低下傾向をたどっていたものが、70年代にはいつて上昇傾向に転じ、72年度には76.4%近く、翌73年度には若干低下したものの、つぎの74年度には最高の85.3%を記録している。そして、75年度には再び低下したものの、依然として83.4%の高位にある。つまり、この両年度には、実質利潤のうち、実に80%以上が制度の容認する枠内で隠蔽されたことになる。まさに驚くべき数値といわなければならない。こうした隠蔽比率上昇の内容については後に詳しくみていくことにして、ここではその前段として、つぎに修正前と修正後の費用構成の相違について簡単にみておこう。第4-1図がすなわちそれであるが、修正のない原材料費のウェイトが不変

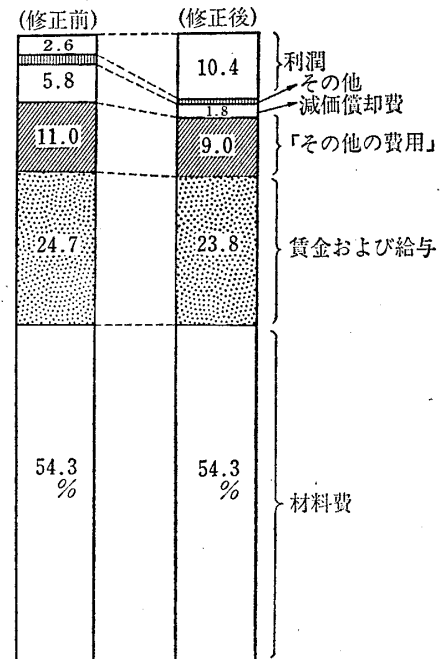
であるのは当然として、賃金および給与で0.9%値、その他の費用で2.0%値、減価償却費で4.0%値、それぞれ修正後の値が小さくなっており、その分利潤のウェイトが高まっている。みられるとおり、総じて減価償却費のウェイトが修正前後で大きく変化しているのが特徴的である。換言すれば、利潤隠蔽にはたす減価償却(過大償却)の役割がそれだけ大きいということにはかならない。もちろん、以上は全体の平均についていえることであって、年度により、また産業部門により少なからぬ相違が存在することはいうまでもない。

4.3 収益性の発展——収益率の推移と比較

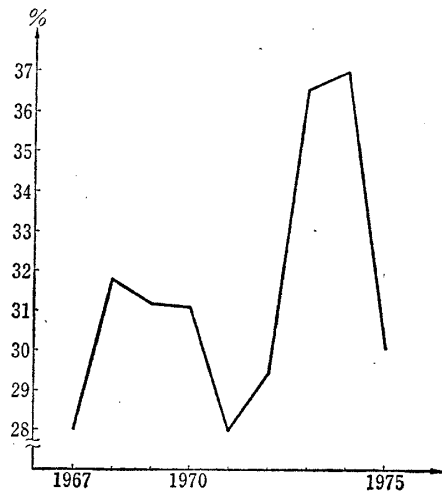
周知のように、企業の収益性を表示する基本的な指標として収益率(利潤率ないし利益率)が用いられる。これには様々なものがあるが、そのうちでも最も基本的な指標の一つは自己資本収益率(Eigenkapitalrendite)で、自己資本にたいする利潤の割合を表わす。全50社の全調査期間の平均自己資本収益率を計算してみると、33.3%である。このことは、前貸資本額がすでにちょうど3年間で回収されうることを意味している。^(注53)

いま、その推移についてみてみると、第4-2図(具体的な数値は後掲第4-3表ないし第4-4表参照)に示したとおりである。これによると、まず明確に二つの山が形成されているのが目につく。しかも、前半の山よりも後半の山の方が際立って高いのが特徴的である。つまり、この間、大企業の収益率は、循環的変動をしながらも近年にかけて上昇してきていることが示されている。とりわけ、1973年と1974年の両年度には、この時期がいわゆるエネルギー危機とインフレーションの昂進、また第2次世界大戦後最大といわれる景気後退の始期にあたるにもかかわらず、巨大企業は高収益率を達成しているのである。つまり、巨大企業は、この両年度のインフレーションに制限されなかったばかりでなく、むしろインフレーションに促進されるかたちで巨額の利潤をあげることができたのである。^(注54)そして不況の長期化と厳しさが出てきた1975年度になってはじめて収益率も低

第4-1図 平均費用構成の比較(%)



第4-2図 自己資本利益率の推移



(注53) a. a. O., S. 182.

(注54) a. a. O., S. 183.

〔第4-3表〕部門別自己資本収益率の推移

(単位・%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
自動車 (5)	39.0	49.7	50.7	45.3	43.9	49.6	47.1	25.0	45.8
化学 (7)	29.2	31.1	28.0	26.1	25.1	27.4	29.9	41.6	23.2
電機 (4)	41.2	41.2	34.0	38.1	34.5	35.7	41.0	37.4	40.2
石油精製 (6)	18.0	18.2	13.3	29.5	23.6	17.6	52.8	42.7	10.0
鉄鋼 (7)	15.5	19.3	28.8	37.3	23.7	24.9	30.2	38.8	38.3
全体(41)	28.0	31.8	31.2	31.1	28.0	29.4	36.6	37.0	30.1

(注) 1. () 内は各部門の対象企業数である。

2. a. a. O., S. 184. の付表より作成。

下するという経緯をとっている。

もっとも、こうした収益率の動きは業種によって少なからず相違がある。第4-3表は、主要部門別の収益率の推移を示したものであるが、これに示されているように、高収益性部門は自動車および電機部門で、とりわけ自動車工業部門は、1974年度を除けば、一貫して平均よりも著しく高い収益率を達成している。自動車5企業のうち、とくに注目されるのはダイムラー・ベンツ株式会社で、1972年度に一度だけBMW社を下回ったほかは、毎年度他企業よりも高い収益率を達成、自動車恐慌といわれた1974年度の低下もわずかにとどまっておき、翌75年度には実に71.9%の高位に達している。^(注55)

電機産業の収益率も常に平均を上回っている。この中には、IBMとボッシュの両高収益有限会社が含まれていないにもかかわらず、この高さである(ちなみに、1970年度以降にはじめて把握可能となったIBMの収益率は100%以上の高い比率となっている)。ただし、個々の会社の発展経緯は様々で、AEG社が常に低迷気味なのに対して、ジーメンス社とBBC社の収益率はきわめて高位にあることが対照的である。^(注56)

以上の2部門にくらべると、化学工業の収益率は低率で、大むね平均以下の水準にあり、わずかに67年度と74年度に平均を上回っているにすぎない。また、石油精製の収益率は、その変動が激しいことが特徴的で、1973年度には飛躍的に上昇して実に52.8%の最高位を記録したが、75年度には10%という最低の記録を示している。同年度には、BP(ブリティッシュ・ペトロリウム)社にいたっては、実質利潤をもってしてもマイナス値(欠損)を示しているが、これはアラブ諸国の原油価格の引き上げによるよりも、むしろ外国の親会社による過大な振替価格設定の帰結であると思われる。^(注57) なお、当初低位にあった鉄鋼業の収益率は、74年度に他部門以上に上昇して、平均を上回る

(注55) a. a. O., S. 184.

(注56) a. a. O., S. 185 f.

なお、1974年にAEGテレフンケンの経営が行き詰まり、ドレスナー銀行の助力で倒産を回避することができたことは、すでによく知られているとおりである。

(注57) a. a. O., S. 186.

なお、こうした振替価格の操作による多国籍企業の利潤操作の可能性については後述。

〔第4-4表〕収益率の推移

(単位・10億DM, %)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
総給付高	78.8	88.7	102.7	116.6	125.1	130.1	151.6	185.5	179.8
個別資本的純利潤額	8.5	10.6	11.4	12.7	12.0	13.2	17.3	18.3	15.5
自己資本額	30.4	33.4	36.4	40.8	43.0	44.8	47.3	49.6	51.5
自己資本利益率	28.0	31.8	31.2	31.1	28.0	29.4	36.6	37.0	30.1
総給付利益率	10.8	12.0	11.1	10.9	9.6	10.1	11.4	9.9	8.6

(a. a. O. [Bd. I], S. 188. の付表による)

に至っており、翌75年度にも、いわゆる鉄鋼危機にもかかわらず、平均以上の水準を達成している。

自己資本収益率については概略、以上のものであるが、つぎに総給付収益率 (Gesamtleistungsrendite, 売上高等の総給付額にたいする利潤の割合) の状態についてみると、第4-4表の下欄に示したとおりである。これによると、1971年度のへこみを境に二つの山が形成されている点は、さきの自己資本収益率の場合と同じであるが、この二つの山の高低が逆になっており、さきの場合とは反対に、傾向としては低下してきていることが特徴的である。

業種別にみても、さきの場合とは異り、自動車、電機、鉄鋼といった部門がほぼ平均的に推移しているのにたいし、化学工業は全年度を通じて平均以上、他方石油精製業は、1973年度を除いて、平均以下の水準となっている。^(注58)このように、自己資本収益率と総給付収益率とでは対照的な動きをしているが、こうした両収益率のギャップは一体何を意味しているであろうか。

さきの第4-4表から、利潤額の伸張のみられた、1967年度から74年度までの期間についてみると、この間、個別資本的純利潤が85億マルクから183億マルクへと2.15倍に、また総給付額が788億マルクから1855億マルクへと2.35倍に、それぞれ増加しているのにたいし、自己資本額は304億マルクから496億マルクへと、1.63倍の増加にとどまっている。

問題はその原因であるが、著者達によれば、以下の二つが考えられる。一つは、この間に巨大企業の資本効率の向上、生産性の向上がみられたということである。つまり、巨大企業は充用資本の増加以上に売上高と利潤を増加させることができたのであり、1974年度には67年度比で63%増の自己資本をもって、それぞれ2倍以上の総給付と利潤を達成したのである。もう一つは、この間、他人資本の動員がなされたということである。他人資本の市場利子率が使用総資本収益率よりも低位であるかぎり、いわゆる資本のテコ作用がはたらき、自己資本収益率はおし上げられるからである。以上の二つの要因がはたらいて、総給付収益率の低下傾向にもかかわらず、自己資本収益率の上昇が達成された^(注59)ということである。

以上の分析から、著者達はつぎのような命題^{テーゼ}を引き出している。すなわち、企業の規模がある一

(注58) a. a. O., S. 187.

(注59) a. a. O., S. 188 f.

(注60)
 定水準以上になると、充用資本の増加率以上に、取引高と利潤の獲得能力を増すようになる、という命題がそれである。だが、こうしたことが、一つの命題として一般的にも支持されうるかどうかについては問題であろう。このことが単に大規模企業の収益上の優位性をいったものであれば、たしかにそのとおりであろうが、それがさらに全般的な資本効率の増大、資本の増加率以上の取引高の増大（このことは資本の回転率の上昇を意味する）を一般化しようとするのであれば、問題となる。大規模化は単に量的な拡大にとどまらず、同時に資本の技術的構成、資本の有機的構成の高度化をとめない、これが資本の回転期間を延長させることから、そうした資本の回転速度の鈍化傾向を高価格設定やコストの切り下げによって、つまり利幅の拡幅によってカバーしようとするのが、むしろ大企業のビヘイビアと考えられるからである。その意味では、ここでの総給付収益率の低下を資本効率によってカバーし、もって高資本収益率を達成していくという図式は、これを一般化することはできないといわなければならない。

4.4 隠蔽利潤の構成とその展開

4.4.1 粗利潤の構成と移転利潤の増勢

前にも述べたように、ここに総粗利潤ないし単に粗利潤とは、自己生産活動からの粗利潤（広義総給付高から、財貨の生産と販売、管理のための費用等を控除したもの）に、物的生産給付活動以外の企業活動からの収益、つまり移転利潤を加えたものである。そして、これから国家への納付金（租税公課）と他企業への支払分を控除したものが個別資本的純利潤にほかならない。つまり、その源泉面からみれば、粗利潤は自己の給付活動にもとづく粗利潤と移転利潤に、またその使途面からみれば、租税公課と他企業への支払分および個別資本的純利潤に、それぞれ分けられる。

いま、この両面から粗利潤の構成とその推移についてみると、第4-5表に示したとおりである。これによると、全年度を平均した移転利潤の構成比は27.6%に達している。つまり、粗利潤の四分の一以上が本来の生産・流通活動以外の分野から生じている。しかも、そのウエイトは、若干の凹凸をとめないながらも、近時にかけて明確に増大しつつあり、当初20%にも満たなかったものが、1975年度には実に33.5%に、つまり全体の三分の一以上を占めるに至っている。^(注61)

こうした傾向は、ほとんどすべての産業分野についてみとめられる。すなわち、化学工業では、全般的に移転利潤構成比が低いとはいえ、当初の9.3%から75年度には24.8%にまで上昇、電機工業にいたってはその構成比も高水準で、しかも当初の27.5%（1967年度）から46.8%（1975年度）にまで上昇している。自動車工業では、当初の13.6%から1974年度には31.2%に上昇、ただし翌75年度には再び17.4%に低下している。なお、鉄鋼業では、当初から大体四分の一ないし三分の一の水

(注60) a. a. O., S. 189.

(注61) a. a. O., S. 191.

〔第4-5表〕粗利潤の構成の推移

(単位・%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
固有給付粗利潤	80.4	81.9	78.8	71.9	69.2	73.2	73.2	70.3	66.5
移転利潤	19.6	18.1	21.2	28.1	30.8	26.8	26.8	29.7	33.5
国家への納付金	28.3	26.3	29.0	19.6	18.5	23.1	21.4	20.3	20.5
他企業への支払	11.2	9.6	9.9	13.6	16.6	14.5	13.5	14.3	17.3
個別資本的純利潤	60.4	64.1	61.1	66.8	64.9	62.5	65.1	65.4	62.2

(注) 1. 数値は粗利潤を100(%)としたときの値である。

2. a. a. O. [Bd. I], S. 190. の付表および第6.57表 [Bd. II] より作成。

準にあり、1971年度からは30%で安定している。変動が大きいのは石油精製業で、当初三分の一程度の構成比であったものが、69年度に四分の三にまで上昇、その後は72年度に60%に、翌73年度に四分の一前後に一度低下したものの、74年度には60%に、翌75年度には実に70.7%の高さに達している。^(注62)

このように、近時、移転利潤の比重はますます高まってきているのであるが、それは一体いかなる要因にもとづくものであろうか。これを明らかにするために、移転利潤の各構成要因とその推移についてみると、第4-6表のとおりである。これによると、最大構成項目で、また総じて上昇が著しいのは、「その他の諸収益」であるが、これはみられるとおりの集合項目であって、その内訳が提示されないかぎり、上昇がいかなる要因にもとづくかを厳密にみることは不可能である。だが、多分に通貨変動を利用した為替差益、また相場変動を利用した有価証券の短期保有からの収益増、さらにパテント料やライセンス料の収入増等が想定されるところである。^(注63)

このほか、特徴的なことは、「その他受取利子等」のウェイトが比較的活況時に(たとえば、1969年度、73年度、74年度)、反対に「資本参加にもとづく収益」のウェイトが不況時に(たとえば、1967年度、68年度、71年度)、それぞれ上昇しているという点である。前者は、活況局面における流動性の増大と信用供与によって、また後者は、株式保有等が不況時の物的給付活動面の停滞を補完するものとして、つまり相対的余剰資金の運用形態として利用されることによって、それぞれ説明されえよう。^(注64)

こうした移転利潤の比重の増大は、ひとり西ドイツにおいてのみならず、わが国を含めて、先進工業国のビッグ・ビジネスに等しく特徴的にみとめられる現象であるといつてよい。それは、一方では巨大企業の金融的連壘の強化(株式の保有による支配・従属関係の強化、また株式等の相互持合によるビッグ・ビジネス相互間の連壘の強化等)を反映しているとともに、他方では経済の全般的停滞局面での相対的過剰資本の運用形態を表現するものである。いわゆる経営の多様化(他部門への資本進出)、また企業の多国籍化(他国市場への資本進出)の傾向も、こうした相対的過剰資本の運用形態を表示

(注62) a. a. O., S. 191 f.

(注63) a. a. O., S. 193 f.

(注64) a. a. O., S. 192 f.

〔第 4-6 表〕 移転利潤の構成とその推移

(単位・%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
利益引渡契約等による収益	16.3	20.9	23.3	21.2	18.9	16.0	14.8	19.2	15.6
参加的株式等の保有による収益	14.8	13.5	12.4	12.5	14.2	12.2	11.1	8.4	11.0
その他の金融資産の保有による収益	2.3	1.2	1.4	1.5	1.3	1.4	1.6	1.3	1.1
その他の受取利子等	19.8	21.3	22.3	21.5	19.8	18.5	26.5	23.7	20.3
その他の諸収益	46.9	43.0	40.5	43.2	45.8	51.9	46.0	47.4	52.0

(a. a. [O. Bd. II], 6.57 表より作成)

するものとして実現されてきているとあってよい。

ところで、さきの第 4-5 表にもどって、粗利潤の用途面についてみると、そこで特徴的なことは、「国家への納付金」のウエイトが総じて減少傾向にあるという点である。これは、実質利潤の増大にもかかわらず、隠蔽率の上昇により、課税対象とされる利潤部分のウエイトが低下したことを反映するものであるが、加うるにこの間様々な租税政策上の優遇措置が講じられたことにもよる。^(注65)

つぎに、他企業への支払分、つまり大企業が利子等のかたちで他企業に支払わなければならない部分も全般的に増加してきていることがみとめられる。それ自体は、他人資本の動員の強化を反映しているといつてよいが、それでも移転利潤収入にくらべれば、なおそこには依然として(というよりも益々)大きな開きが存在している。つまり、調査対象となっているような巨大企業においては、他企業への流出分よりも、他企業からの流入分の方がはるかに多いのであって、その差額は、^(注66)1967年度から1975年度までの間に、継続調査企業41社で合計 246 億マルクにも及んでいる。この間の巨大企業の支配的地位とその寄生性の強化を反映しているといつてよいであろう。

4.4.2 隠蔽利潤の構成とその推移

個別資本的純利潤と公表利益との懸隔が近年ますます増大してきている点についてはすでにみてきたとおりであるが、それではそうした懸隔は一体いかなる要因にもとづいているのであろうか。

第 4-7 表は、この間の懸隔の内容をなす隠蔽利潤の構成とその推移を示したものである。この表にも表示されているように、既述の隠蔽利潤構成九項目のうち、表示の四大項目がその大要をな

(注65) たとえば、「租税変換法」(Steuerumwandlungsgesetz, 1969年8月),「投資促進法」(Investitionszulagengesetz, 1969年8月),「資本取引税法」(Kapitalverkehrssteuergesetz, 1971年12月),「外国関係の租税負担の公平維持のための法律」(Gesetz zur Wahrung der steuerlichen Gleichmäßigkeit bei Auslandsbeziehungen, 1972年9月),「第2次税制改訂法」(Zweite Steuerrechtsänderungsgesetz, 1963年12月成立, 1971年改訂, 1973年12月廃止)等による一連の措置がこれである。なお、こうした諸措置の内容と優遇例については、a. a. O., S. 195 ff. を参照されたい。

(注66) 他企業への流出分が 256 億マルクであったのにたいして、この間の流入分(移転利潤部分)は 502 億マルクとなっている(a. a. O., S. 198)。

〔第4-7表〕 利潤隠蔽の構成の推移

(単位・%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
過大減価償却	65.5	52.7	53.0	55.7	58.7	55.4	47.1	40.2	49.0
「その他の費用」の10%	15.5	13.7	15.3	14.6	15.7	14.4	13.1	12.4	14.7
引当金の純変動分	0.9	17.5	9.4	7.7	9.0	12.6	14.2	10.8	12.7
過大老齢者手当分	7.4	7.2	8.2	8.7	10.2	10.4	10.4	17.7	17.3
以上小計	89.3	91.1	85.9	86.7	93.6	92.8	84.8	81.1	93.7
その他	10.7	8.9	14.1	13.3	6.4	7.2	15.2	18.9	6.3

(a. a. O. [Bd. I], S. 200 の付表による)

〔第4-8表〕 減価償却状況の比較

(単位・100万DM, %)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
1. 実際償却高	5704	5591	5840	7007	7661	7938	8634	8985	9168
2. 標準償却高	1847	1815	1843	2092	2278	2367	2536	2687	2822
3. 差額(1.-2.)	3857	3776	3997	4915	5383	5571	6098	6298	6346
4. 過大率(3/1, %)	67.6	67.5	68.4	70.1	70.3	70.2	70.6	70.1	69.2

(注) 1. 100万DM以下4捨5入。

2. 第4-2表の(注)2. 参照。

3. Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 170. [Bd. I] の付表および第6.57表[Bd. II] より作成。

しており(平均88.8%がこの四項目でカバーされている)、他の五項目は金額的にも小さく、全般的には
(注67)
それほど大きなウェイトを占めてはいない。

これら四項目のうちでも過大減価償却分の“貢献”が最大であり、全年度を通じての平均は52.9
(注68)
%(全50社)ないし53.0%(継続調査企業41社)となっている。すなわち、利潤隠蔽分の実に半分以上が過大な減価償却にもとづいている。そこで、この点をもう少し立ち入って検討すべく、各年度の減価償却状況についてみると第4-8表のとおりである。この間、公示の減価償却高(実際償却高)と当調査で採用されている修正減価償却高(標準償却高)との差額、つまり過大償却分がほぼ一貫して増加してきていることが示されよう。

いま、実際償却高にたいする過大償却高の割合を過大償却率ないし単に過大率(Überhöhungssatz)と定義して、これを産業部門別にみると、全年度を通じての平均でみて、高い方では化学工業(74.9%)、電機工業(73.1%)、輸送用機械工業(72.6%)の順となっており、これらの諸部門でとく

(注67) もっとも、このことは、さきの主要四項目以外の項目が重要ではないということの意味するものではない。付表下欄の「その他」の項に示されているように、場合によっては無視できない比重を占めてきているだけではない。これをさらに内容的に検討していくと、主として特別準備金関連項目の変動(繰入と戻入)と被支配企業の利潤引渡分の変動(利潤引渡分から同受入分を控除したもの)が全体の構成比に与える影響が少なくない。このことから、これらの項目が、各経済局面に応じて、各年度の利潤を補完ないし平準化させる役割を担っているといつてよい。

(注68) a. a. O., S. 199 f.

に過大な償却がなされていることを示している。これにたいして、鉄鋼業(67.7%)と石油精製業(58.7%)の両部門は平均以下の数値となっている。ただし、ここで注意を要する点は、この両部門で過大償却が少なかったかということ、かならずしもそうではないということである。前にも言及したように、この両部門ではとくに恒常有高法(固定評価法)にもとづく処理が多く、当調査ではこうした部分を減価償却ベースから除くことがほとんどできなかつたことによるところが少なくないと思われ^(注69)る。

このように、利潤隠蔽にはたず減価償却の役割は絶大であるが、さきの表にもどって、各構成要因の趨勢についてみてみると、この過大減価償却の比重は相対的には低下してきていることがみとめられよう。これと対照的に一貫して上昇してきているのは、養老年金・生活扶助金の過大計上分(年金引当金繰入分から実支給額を控除した差額)の比重である。みられるとおり、これは1967年度の7.4%の水準から75年度には実に17.3%にまず上昇してきている。この点、今後ともその動向が注目される^(注70)ところである。

4.5 投資力の分析——内部金融力と投資の比較

周知のように、利潤の内部留保と減価償却流動化資金は企業の自己資金ないし内部資金を形成し、それにもとづく金融は自己金融ないし内部金融といわれる。その大きさによって、われわれは企業の金融力の強弱を評価できるといってよい。というのも、こうした自己資金によって、企業は単にそれを有利な資金源として運用できるだけでなく、これが厚いということは、財務流動性の見地からしても、外部資金の導入をも一層容易にするものであるからである。

いま、配当支払額を自己資本額の5%ないし7%と仮定すると(これは資本金にたいしては、ほぼ2倍の10%ないし14%にあたる)、こうした内部資金額は以下の式によって与えられる。

$$\text{内部資金} = \text{個別資本的純利潤} + \text{前年度の公正減価償却額} - \text{配当支払額} \quad (\text{自己資本額の} 5 \sim 7\%) \quad (\text{注71})$$

1967年度から1974年度までの間に、調査対象となっている企業50社で合計1215億マルクの個別資本的純利潤と200億マルクの減価償却(修正後)を計上したことになるから、この合計は1415億マルクである。他方、この間の自己資本の合計は3577億マルクであったから、その5%の配当がなされたと仮定するとこの間の配当支払額は179億マルク、また7%と仮定すると250億マルクとな

(注69) a. a. O., S. 171.

(注70) もっとも、こうした年金引当金繰入の意味するところは複雑で、それが実支給水準以上に繰り入れられ、しかも将来の実支給までの間、いわば無利子の長期安定的な資金源として企業がそれを運用することにより追加的利潤を達成しうるかぎりにおいて、当該年度の費用からは除かれるべきとされるのであるが、だからといって、この部分が実支給水準に抑えられるべきだということにはならない。将来予想される年金支給増に備えておくことは、労働力の再生産という見地からしてもまさに必要不可欠なことだからである。その意味では、こうした部分にも等しく利潤隠蔽(Gewinnverschleierung)という表現を充てるのが適切であるかどうか、なお議論の残るところであろう。

(注71) なお、念のためにいうと、ここで公正減価償却、つまり修正後の有資格減価償却としたのは、実際償却額のうちの過大償却分は既に個別資本的純利潤のなかに含まれているからである。

る。したがって、5%の場合には1236億マルク、また7%の場合でも1165億マルクの内部資金が存在したことになる。ところが、上述の期間をそれぞれ1年ずつずらせた1968年度から75年度の間、これら企業によって実際に投資された額は942億マルクにとどまっており、自己資本の5%配当計算の場合よりも、7%とした場合においてさえ、内部資金源が投資を上回って余りあったこと^(注72)になる。

こうした内部資金と投資の関係を継続把握企業41社について各年度別にみると第4-9表のとおりである。これにも示されているように、大企業の内部資金は、1972年度にわずかに減少したほかは、一貫して増大してきている。これにたいして、投資額(物的資産増加額)の方は70年代にはいって停滞状況にある。したがって、両者の差額部分(いわば相対的余剰資金)は急速に増大してきている。同表の下欄の充足度の推移をみればわかるように、企業が内部資金をもって投資を補いきれなかったのは1970年度の活況時においてだけである。この期には、利潤増が7.2%、減価償却増が1.5%にとどまったのにたいし、投資の方が50%も増加したことによるもので、この巨額の投資を一部他の源泉にあずからざるをえなかったわけである。以上から確認できることは、投資はさしあたって利潤の多寡には直接関係ないという点である。

こうした事態にもかかわらず、政府の経済政策が、「今日の利潤が明日の投資であり、またあさ^(注73)っての雇傭機会を形成する」という理念にもとづいて、様々な利潤刺戟政策、企業優遇政策に向くとすれば、それは大きな誤りといわなければならない。この点について、著者達はつぎのように述

〔第4-9表〕 内部資金と投資の状態

(単位・10億マルク、倍)

	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
1. 前年度個別資本的純利潤	8.5	10.6	11.4	12.7	12.0	13.2	17.3	18.3
2. 前年度修正減価償却高	1.8	1.8	1.8	2.1	2.3	2.4	2.5	2.7
3. 1+2	10.3	12.4	13.2	14.8	14.3	15.5	19.8	21.0
4. 自己資本額	33.4	36.4	40.8	43.0	44.8	47.3	94.6	51.5
5. 5%配当(4.×0.05)	1.7	1.8	2.0	2.1	2.2	2.4	2.5	2.6
6. 7%配当(4.×0.07)	2.3	2.6	2.9	3.0	3.1	3.3	3.5	3.6
7. 内部資金Ⅰ(3.-5.)	8.7	10.6	11.2	12.6	12.1	13.2	17.4	18.5
8. 内部資金Ⅱ(3.-6.)	8.0	9.9	10.4	11.7	11.2	12.2	16.4	17.4
9. 物的資産増加高	5.6	8.0	12.1	11.2	10.3	10.8	12.0	11.3
10. 充足度Ⅰ(7:9)	1.55	1.33	0.92	1.13	1.18	1.22	1.45	1.64
11. 充足度Ⅱ(8:9)	1.43	1.23	0.86	1.05	1.09	1.14	1.37	1.55

(a. a. O., S. 204 の付表による)

(注72) a. a. O., S. 203.

(注73) シュミット首相の次の言参照。「企業が明日の投資を可能にするのを助け、その資金源を確保するのを促すためには、今日の企業収益が不可欠である。明日の投資があってはじめて、あさっての雇傭機会と所得が確保される」(Bulletin des Presse- und Informationsamtes der Bundesregierung, Nr. 120 vom 9. Oktober 1975., S. 1190. Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 11).

べている。すなわち、調査結果によれば、「(明日の投資がかならずしもあさっての雇傭機会を形成するとはかぎらず、場合によっては、それが合理化投資として、あさっての失業を形成するという点を全く度外視したとしても)、今日の利潤がかならずしも明日の投資であるとはかぎらない。あさっての雇傭機会を確保しようとする経済政策が今日の利潤を上昇させることに傾倒するならば、それは当初の目的を達成しうるものではなく、したがってまたそれにかかわる社会的要求を充足させるものではないこと^(注74)は確かである」と。

4.6 巨大株式会社企業の優位性——一般株式会社企業との比較分析

4.6.1 西ドイツの株式会社

1976年度末の時点でみて、西ドイツの株式会社数は合計2177社(株式合資会社25社を含む)、その基本金合計額は792億マルクにのぼる。このうち、製造業に属するのは942社(全体の43.3%)、その基本金合計額は531億マルク(同、67.0%)^(注75)となっている。

こうした株式会社は、他の企業形態をとる企業にくらべて、大規模な企業によって構成されていることはいうまでもない。ちなみに、連邦統計局の行なった企業形態別の調査によれば、1974年度の時点で、西ドイツには合計158万4,812社(年間取引高1万2,000マルク以上の課税対象企業。その大部分は個人企業で、全体の82.0%を占めている)の企業が存在したが、このうち数の上では全体の0.14%を占めるにすぎない株式会社(株式合資会社を含めた2,159社。ただし課税対象企業のみ)が取引高では全体の21.1%を占めている。個人企業、営業組合、公益事業体等の形態を除いた、いわば狭義の企業形態(合名会社と合資会社、株式会社と株式合資会社、それに有限会社)に絞ってみても、株式会社の比率は0.9%にすぎないが、取引高では29.4%を占めており、他の企業形態にくらべて、株式会社が大規模な企業によって構成されていることを示している。このことは、1社あたりの平均取引高をみると一そう明らかで、合名会社と合資会社が381万マルク、有限会社が755万マルクであるのにたいして、株式会社(株式合資会社を含む)は実に2億128万マルクとなっており、他を断然ひき離し^(注76)ている。

しかしながら、一口に株式会社といっても、そこにはなお少なからぬ規模格差が存在していることに注意しなければならない。第4-10表は、基本金階層別の株式会社数を示したものであるが、これにも明確に表示されているように、会社数では、基本金5,000万マルク以下の企業が大部分(88.8%)である。これにたいして、基本金額でみると、数の上では大部分を占めているこれらの

(注74) Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 206.

(注75) Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1977 für die Bundesrepublik Deutschland, S. 112 f.

(注76) Statistisches Bundesamt, Wirtschaft und Statistik, Heft 7/76, S. 417 ff. (ここでは、Ulrich Fritsch, Mehr Unternehmen an die Börse, Bedeutung und Möglichkeiten der Publikums-Aktiengesellschaft, Köln 1978. S. 125 の付表による)。

〔第4-10表〕 基本金規模別株式会社の分布(1974年)

規模階層 (100万DM)	会社数		基本金	
	100万DM	%	100万DM	%
1以下	524	23.6	231	0.3
1～10	969	43.7	4,093	5.8
10～50	477	21.5	11,762	16.6
50～100	118	5.3	8,846	12.4
100～250	72	3.3	11,364	16.0
250以上	58	2.6	34,705	48.9
計	2,218	100.0	71,001	100.0

(注) 1. 連邦統計局資料による。

2. Ulrich Fritsch, a. a. O., S. 19 の付表より作成。

会社のウェイトはわずかに22.7%を占めているにすぎない。換言すれば数の上ではわずか11.2%を占めるにすぎない上層株式会社(基本金5,000万マルク以上)が、基本金では全体の77.3%を占めているのである。とりわけ、基本金2億5,000万マルク以上の企業の規模は抜群で、58社(2.6%)で基本金累計額の半分近くを占めているのである。

ところで、当該調査対象企業となっている売上高上位50社は、まさにこうした上位巨大企業に属している。これら巨大企業と残余の株式会社企業との間には歴然とした格差が存在しているのであって、ちなみに、これら巨大企業の1社あたり年間平均総給付額が28億3,800万マルクに及んでいるのにたいして、その他の株式会社企業(製造業1,021社)のそれは1億400万マルク、つまり巨大企業(注77)のわずか3.7%の水準にとどまっている。

しかも、両者の格差は単に量的なものにとどまらず、そこには質的な格差、構造的な格差が存在している。たとえば、給付量、利潤量の格差のみならず、収益率という点でも顕著な相違——巨大企業の優位性がみとめられるのである。以下、この間の事情について少しく立ち入って比較・検討(注78)していくことにしよう。

4.6.2 利益水準と収益率の比較

第4-11表は巨大企業と残余の株式会社企業の収益率(自己資本収益率と総給付収益率)の状態を示したものである。まず、狭義の利潤率といわれる自己資本収益率の状態についてみると、格差はきわめてはっきりしているといつてよい。すなわち、いずれの調査年度においても、巨大企業の収益率が残余の一般株式会社企業のそれを上回っており、この間、製造業の一般株式会社企業(1,021社)の平均が28.0%、またそれを含めた全産業の一般株式会社企業(金融・保険を除いた1,645社)のそれ

(注77) Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 207.

(注78) a. a. O., S. 207 f.

なお、比較にあたっては、連邦統計局の貸借対照表統計(製造業の全株式会社のうち平均1062社、91.2%をカバー)をもとに、当調査で採られたのと全く同じ加工を施した指標によっていることはいうまでもない。

〔第 4-11 表〕 巨大企業と残余の株式会社の収益率比較

(単位・%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	\bar{X}
A 自己資本収益率								
1. 41—43大企業	28.0	31.8	31.3	33.2	28.6	28.7	39.3	31.6
2. その他の株式会社 (製造業)	25.8	28.0	28.6	29.4	27.6	27.7	28.9	28.0
3. その他の株式会社 (全産業)	22.8	25.1	26.4	27.6	24.8	25.3	25.3	25.3
B 総給付収益率								
1. 41—43大企業	10.8	12.0	11.0	10.8	9.3	9.5	11.7	10.7
2. その他の株式会社 (製造業)	10.1	11.2	10.5	9.9	9.6	10.0	9.3	10.1
3. その他の株式会社 (全産業)	9.2	10.2	10.2	9.2	8.9	9.1	8.5	9.3

(a. a. O., S. 210. の付表より作成)

が25.3%にとどまっているのにたいして、巨大企業のそれは31.6%に及んでいる。

収益率の推移そのものについては、この三者ともほぼ平行な動きをしているが、特徴的なことは、景気変動にともなう収益率の変動幅(上昇率と下降率)が巨大企業においてより顕著であるということである。とりわけ1973年度の上昇率は高く、残余の株式会社企業が停滞ないしわずかな上昇にとどまっているのはきわめて対照的である。なお、この表には示されていないが、つぎの74年度には巨大企業の利潤額が急増しているところから、格差も一そう拡幅されていることが推定される。

つぎに、総給付収益率の状態についてみると、自己資本収益率の増加ほどははっきりしていないとはいえ、全般的にはここでも巨大企業の優位性がみとめられる(表の右端の平均値 \bar{X} を参照)。だが、ここでの優位性は、表の数値をみるかぎりではそれほど大きくはなく、1971年度と翌72年度には、一時的とはいえ、製造業の一般株式会社企業の水準の方が高くなっている。こうした両収益率のギャップは、すでに述べたように、この間の巨大企業の自己資本効率が高率であったことによる。ちなみに、この三者の平均自己資本回転率を計算してみると、巨大企業が2.95回であるの(注79)にたいして、製造業株式会社2.77回、全産業の株式会社2.72回となっており、巨大企業の自己資本の効率性、ここでの自己資本の質的能力を説明している。

4・6・3 利潤構造の相違

巨大企業の利潤構造についてはすでにみてきたとおりであるが、これと残余の一般株式会社企業のそれとの間には明らかに相違がみとめられる。すなわち、さきの場合と同様にして両者の粗利潤の構成とその推移についてみると第4-12表のとおりである。これに明らかのように、最も際立った相違は先ず移転利潤のウェイトにある。ちなみに、粗利潤にたいする移転利潤の割合は、巨大企

(注79) ここでは、以下の式によって計算した。

自己資本収益率(利潤/自己資本) = 総給付収益率(利潤/総給付) × 自己資本回転率(総給付/自己資金)

∴ 自己資本回転率 = 自己資本収益率 ÷ 総給付収益率

〔第4-12表〕粗利潤の構成とその推移の比較

(単位・%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	\bar{X}
A 移転利潤								
(1) 41-43大企業	19.6	18.1	21.3	31.1	32.1	28.7	31.0	26.0
(2) その他の株式会社	20.8	20.8	21.6	18.8	26.2	24.0	25.6	22.5
(3) 差(1)-(2)	-1.2	-2.7	-0.3	12.3	5.9	4.7	5.4	3.5
B 国家への納付金								
(1) 41-43大企業	28.3	26.3	28.8	18.5	18.1	22.9	19.9	23.3
(2) その他の株式会社	35.2	27.1	28.4	26.9	23.9	24.4	23.1	27.0
(3) 差(1)-(2)	-6.9	-0.8	0.4	-8.4	-5.8	-1.5	-3.2	-3.7
C 他企業への支払								
(1) 41-43大企業	11.2	9.6	10.0	14.0	16.8	15.6	13.7	13.0
(2) その他の株式会社	12.4	11.8	11.9	14.6	16.6	15.3	17.9	14.4
(3) 差(1)-(2)	-1.2	-2.2	-1.9	-0.6	0.2	0.3	-4.2	-1.4

(注) 1. 数値は粗利潤を100(%)としたときの値である。

2. a. a. O., S. 214. の付表より作成。

業が平均26.0%であるのにたいして、それ以外の製造業株式会社は22.5%にとどまっている。

その場合、興味深い点は、こうした相違が当初から存在していたのではなく、1970年代にはいつて現われてきているということである。それ以前には、逆に一般株式会社企業の水準の方が高かったのである。このことは、70年代にはいつて、巨大企業の相対的資本過剰が本格化し、いわば本来の事業活動に相対的に過剰になった資金が金融的な利潤機会に向けられたことを反映している。なお、こうした傾向が、1973年の「オイル・ショック」以降ではなく、すでに70年代当初から始まっている点も、資本主義経済の構造変動との関連できわめて興味深いところである。

つぎに、国家への納付金についても、両者の間にははっきりとした相違がみとめられる。すなわち、巨大企業のこの部分の構成比が平均23.3%にとどまっているのにたいして、残余の一般株式会社のそれは27.0%に及んでおり、とりわけ1970年度以降には格差が拡がってきている。このことは、一方では実質利潤の大いさにかかわらず、課税対象利潤が巨大企業において相対的に少なかったこと、他方では前に言及した一連の租税政策上の諸措置がとりわけ巨大企業に有利に作用し、それ以外の一般株式会社企業にはそれほどの恩恵をもたらさなかったことを意味しているといつてよい。

他企業への支払分についても、明らかに巨大企業に有利な状態がうかがわれる。すなわち、全体の平均値でみて、巨大企業のこの部分の構成比が13.0%にとどまっているのにたいして、残余の株式会社のそれは14.4%となっており、その差だけ後者が多く他企業に支払う分の割合が大きいことを示している。

以上のように、粗利潤の源泉面(収入面)からみると、巨大企業の移転利潤のウエイトが大きいにもかかわらず、使途面では、形の上でこうした移転利潤に対応すべき、他企業への支払分の割合

〔第 4-13 表〕 投資力の比較

	41—43社の 巨大企業	残余の株式会社 (製造業)
1. 個別資本的純利潤額 (1967—1972, 億DM)	698	617
2. 修正減価償却額 (1967—1972, 億DM)	128	155
3. 1 + 2	826	772
4. 自己資本額 (1968—1973, 億DM)	2494	2299
5. 5%配当 (4. × 0.05)	125	115
6. 7%配当 (4. × 0.07)	175	161
7. 内部資金 I (3. - 5.)	701	657
8. 内部資金 II (3. - 6.)	651	611
9. 物的設備増加額 (1968—1973)	605	621
10. 充足度 I (7 : 9)	1.16	1.06
11. 充足度 II (8 : 9)	1.08	0.98

(a. a O., S. 217. の付表による)

が小さいというアンバランスが存在し、加えて国家への納付金の割合も巨大企業において小さいということが特徴的で、巨大株式会社企業とその他の一般株式会社企業との利潤取得構造の相違＝格差を表現している。

4・6・4 投資力の相違と経済的地位の格差

巨大株式会社企業と一般株式会社企業との格差は、企業の資金力、投資力についても明瞭に存在している。さきの投資力の分析と同様にして、1967年度から1972年度までの内部金融力とその投資充足度を算定して比較してみると第4-13表のとおりである。これによると、この間に巨大企業は計701億マルク（配当支払額を自己資本の5%とした場合）ないし651億マルク（同、7%とした場合）の内部資金を擁していたが、この間の内国投資高は605億マルクであったから、内部資金額との差額である96億マルクないし46億マルクが実際の投資額を超過した分である。換言すれば、巨大企業は、もし投資しようとするならば、内部資金のみをもってしても、さらに15.9%ないし7.8%も多く投資することができたことになる。

これにたいして、その他の一般株式会社の場合には、この間の内部資金が657億マルクないし611億マルク、他方実際の投資額は621億マルクであった。したがって、5%計算の配当支払の場合には、なおも36億マルクだけの“余剰”分があったことになるが、7%計算の場合には逆に10億マルクの不足となってくる。つまり、この場合には、内部資金のみをもってしては投資をまかないきれず、何らかの外部資金に依存せざるをえないことになる。この点、巨大企業が、5%の場合と7%の場合のいずれの配当支払の場合にも、なお少なからぬ“余剰”を残しているのと対照的である。

こうした両者の金融力の格差は、個々の年度についてもほぼ妥当している。すなわち、1970年度を唯一の例外として、他の諸年度にはいずれも巨大企業の充足度が一般株式会社のそれを上回っている。例外となっている1970年度には、巨大企業の投資が52.1%増加したことにより内部資金による投資充足度が例外的に1以下に低下したことは前にも言及したとおりであるが、これにたいして、他の株式会社にあつては、投資は84億マルクから102億マルクへと20.6%増にとどまったために内部資金でもってカバーしえたわけである。それ以外の年度においては、残余の株式会社企業は、5%計算の配当支払の場合ですでに6年度のうち2年度が、7%計算の場合には6年度のうち4年度までが充足度1以下、つまり投資のために何らかの外部資金に依存せざるをえなかったことにな(注80)る。すでに、株式会社形態をとる企業において然りなのであるから、中小企業の資金力、流動性状態は、巨大企業にくらべてはるかに低位にあることが容易に想定されるところである。

以上、収益力と資金力の双方において、一般株式会社企業にたいする巨大株式会社企業の優位性が、絶対的にも相対的にも明らかとなったが、最後に、ここで両者の経済的地位の相違＝格差について要約しておこう。第4-14表がすなわちそれであるが、これによっても、総経済的生産過程における巨大株式会社企業の決定的地位は一目瞭然である。すなわち、数の上では、ここでの全株式会社企業の4%にしかすぎない巨大株式会社企業が、経済力や成果の面では、全体のほぼ半分を占めている。

とりわけ、個別資本的純利潤と総給付額のウエイトが高く、それにくらべれば、自己資本額と投資額の占有率が相対的に低位にある。これは、この部面での巨大企業の相対的脆弱性を示すものでは毛頭なく、前にも言及したように、この間に巨大企業が相対的に少額の自己資本、相対的に少額の投資をもって、絶対的にはもとより、相対的にも大なる総給付と利潤を達成してきたことを意味している。その意味で、大資本の質的な能力、超過利潤獲得能力を表示しているのである。

〔第4-14表〕 巨大企業と残余の株式会社（製造業）の比較

	全株式会社		41～43社の大企業		残余の株式会社	
	(億DM)	(%)	(億DM)	(%)	(億DM)	(%)
自己資本合計額	5448	100	2798	51.4	2650	48.6
投資額	1366	100	667	48.8	699	51.2
総給付額	15749	100	8344	53.0	7406	47.0
個別資本的純利潤額	1632	100	890	54.5	742	45.5

(a. a. O., S. 218. の付表による)

(注80) Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 217 f.

5. 結語——利潤調査をめぐる諸問題と若干の検討

1. いままで述べてきたように、現行の会計諸規定にもとづく計算の原則は、何よりも「慎重の原則」、「債権者保護の原理」に立脚するもので、そうした原則形成の歴史的経緯はともかくとして、今日ではそれが企業、とりわけ大企業の利害と完全に一致し、保有資産の過小評価と利潤の過小計上とを可能にしていることが明らかにされた。すなわち、ブレーメン大学の大企業研究グループの調査によれば、西ドイツの巨大企業の実際の純利潤は、公表の年度剰余額の実に4倍にも及んでいる。換言すれば、実質利潤の四分の一だけが「利益」として計上・公表されているにすぎない。まさに驚くべき乖離といわなければならない。

しかるに、こうした利潤の過小表示、また利潤隠蔽の解明という視角とはまさに反対に、一般にはむしろインフレーションの利潤の「過小」表示、また「架空」利潤の計上がしばしば問題にされている。そして、決算操作上の配慮が制度的な枠をはみ出して実施されたとき、いわゆる粉飾決算としてしばしば新聞紙上ににぎわすことは、すでに周知のとおりである。その多くは、倒産寸前の企業等が、実はありもしない利益を様々な操作を介して、あたかも実在しているかのごとくに計上するものであり、それにより当該企業の利害関係者を欺瞞する点が糾弾されるわけである。粉飾決算とはいわないまでも、少なからぬ企業が景気停滞局面で“やりくり決算”を通じて、何とか「利益」を引き出そうとしている点も指摘されるところである。^(注81)

こうした視点からすれば、いままで述べてきたブレーメン大学大企業研究グループの調査研究にたいして、現在問題とさるべきは利潤の過小計上ではなくして、逆にその「過大」な計上にあるとする疑問(反論)が当然に予想されるところである。すなわち、物価が安定している時代についてはともかくとして、インフレーションが恒常化している今日の資本主義経済のもとでは、企業ないし経営の「実体」を維持するために、むしろなされるべきはインフレーションにもとづく「架空利

(注81) 「前年まで多かったやりくり決算も……一部を除き影をひそめた。前年度は税引き前利益二兆五千六百億円の六割に相当する一兆五千億円を資産売却、引当金の取り崩しなどでひねり出したが、五十一年度はその割合が三割に低下した。……収益に依然余裕がないことから、減価償却方法を従来の定率法から定額法に切り替えて減価償却をなるべく抑えたことも見逃せない。日本鋼管が京浜製鉄所の高炉設備、ジャパソライオンが運航船についてそれぞれ減価償却方法を変更し、そろって四十五億円ほどの利益をひねり出したのはその代表例。」(『日本経済新聞』昭和52年7月8日。但し、傍点一引用者)。これは東証一部上場企業の昭和51年度決算状況を叙述したものであるが、みられるとおり、ここでは不況過程で企業が“やりくり決算”によって、いかに利益を“ひねり出す”かの一端が表示されている。それ自体としては利益の過小表示とはまさに逆の設定であるが、それでも、企業の公表利益概念がかならずしもその経済的実態を反映するものではなく、しばしば企業の貸借対照表戦略の結果であるということを示すには充分であろう。

なお、こうした、いわば決算操作の具体的内容については、たとえばつぎを参照。公認会計士匿名座談会「三月期決算にみる粉飾の実態」(『エコノミスト』昭和52年6月28日号、26頁以下)。

益」の排除であり、そのための税制上の配慮である、という立論がこれである。

こうした立論の問題点については既に述べたのでここで繰り返すことはしないが、^(注82)なお若干付言すれば、インフレーションが他方では企業にたいしてプラスの影響をももたらすものであるということ^(注83)（債務効果）とならんで、不況過程での「やりくり決算」にしても、倒産寸前の企業や低収益力企業についてはいざ知らず、少なくとも高蓄積力を有する巨大企業にとっては、それ自体景気変動にたいする利益計上の平準化操作にほかならず、「やりくり」もいわば普通の過小資産評価（それによる含み利益、秘密積立金の形成）、過小利益計上による蓄積があるからこそ容易となるという側面も指摘されてよいであろう。

2. 今日、企業の収益性は、これまでの大幅な賃金上昇と「石油ショック」に起因する原材料価格の高騰のために、著しく低下してきているという見解が支配的である。たしかに、近年の長期停滞局面をむかえて、かつての「経済の奇蹟」（西ドイツ）、「高度成長」（日本）段階にくらべれば、企業の収益性が全般的には低下してきていることは否定できないであろう。だが、そうした収益状況は、独占的大企業とそれ以外の企業とでは同じではない点に留意しなければならない。さきの調査によれば、この間に巨大企業はその収益力をむしろ向上させさえしているのである。

公表利益概念を修正した個別資本的純利潤をもって、巨大企業と残余の一般株式会社企業を比較してみると、それまでかならずしも明確には認識されえなかったような、両者の収益力上の構造的格差や利潤構造の相違が浮き彫りにされてくる。基本的な自己資本収益率が全調査対象年度を通じて巨大企業において高位であることが何よりもこれを示しているといつてよい。また、粗利潤の構成をみると、製造業企業に本来的な生産活動にもとづく利潤部分のウェイトが巨大企業において低く、その分、金融的取引にもとづく移転利潤のウェイトが高くなっていることが特徴的である。その用途面では、租税負担の割合が巨大企業で少なくなっている点も見逃せないところである。

こうした、巨大企業と残余の一般株式会社企業との収益力格差は当然に資金力＝投資力格差をももたらしている。前者の内部資金は現実の投資額を補填してなお余りあるものであり、この点での後者との格差ははっきりしている。これは、いうまでもなく、前者の資本蓄積上の優位性の直接的反映であるが、他方では同時に、巨大企業の相対的資本過剰の反映でもあり、さきの移転利潤の増

(注82) 前号（『三田商学研究』21巻6号）所収拙稿、173頁。

(注83) わが国の実際では、インフレーションの昂進によって、企業の貨幣資産の減価を補って余りある債権者利潤が、また償却資産再評価によって生ずる「償却不足」をはるかに補って余りある償却資産の評価益が、それぞれ存在していることが知られている（償却資産にくわえて、土地と株式の評価益を1973年度について概算してみると、資本金10億円以上の大会社の評価益は、同年度の『償却不足』の実に60年分にも及ぶといわれる）。君塚芳郎「インフレーションと企業利益」（『経済評論』第24巻第10号、1975年9月号臨時増刊、79頁以下）参照。なお、そこでは、こうした評価益が、「未実現利益」たるにとどまらず、たとえば景気変動に対応した土地の売買等を通じて巧妙に「実現」される点も指摘されている（同、92頁）。

勢と表裏の関係をなしているといつてよい。そして、こうして過剰となった資本が、今日の巨大企業の多角化、多国籍をも促している基本的な要因をも形成していることも、すでに指摘してきたとおりである。

以上から、今日の状況のもとでは、企業一般の収益性状況等についてのみ述べるのでは不十分であつて、独占的大企業と非独占的企業との収益条件の相違とその拡大傾向を認識することが必要不可欠と思われる。さきの大企業研究グループの問題設定の基点も、まさにこの点にあつたといつてよい。分析に先だつて、著者達が設定したつぎの命題^{テ-ゼ}は、またそのまま、同調査の結論でもある。すなわち、「大企業の基本的な収益性上の優位は、現代西ドイツ経済の決定的な構造的な特徴に属する」。その場合、単に絶対額においてのみならず、「大企業は、通常、その他の企業よりも高い収益性を、つまり平均以上の収益率を有する」し、その発展についても、「大企業の収益率は、循環的恐慌によってほとんど影響を受けないか、受けたとしてもその他の企業よりも遅れて受け、しかもその影響もより軽微である。恐慌時には、大企業とその他の企業の収益率格差が平準化するどころか、逆に拡大し、また活況時にも、大企業においてより優位に展開する。換言すれば、両企業セクターにおける利潤条件はますます拡大する」と。^(注84)

ところで、1970年代にはいつてからの経済の全般的な停滞状況にもかかわらず、巨大企業が巨額の利潤を達成してきているということは、理論的および政策的に重要な問題を示唆するものである。すなわち、少なくとも巨大企業にあつては、全般的な経済停滞下にもかかわらず収益性の欠如や不足が招来されないということ、そのかぎりでは、従前の景気変動と企業の収益性展開との理論的陳述が部分的に修正されなければならないという点^(注85)がその一つである。また、もう一つには、企業の既存の利潤水準と現実の投資活動との間には何ら積極的な関連が見い出されないということ、その意味で企業にたいする様々な負担軽減措置や利潤刺戟策によって企業の投資力を拡充させ、それにより投資活動を活潑化させ、ひいては不況局面の打開と雇傭機会の増大をはかろうとする一連の経済政策基調は、それが一方的に資本指向的であるばかりでなく、その現実的有効性という点でも誤っているといふことである。^(注86)

3. いままで概括してきた西ドイツ巨大企業の利潤調査は、ブレーメン大学のJ・フーフシュミットをはじめとするグループの精力的な共同研究の成果であり、それが理論的にも実証的にも、この分野での幾多の新たな地平を切り開くものであることはいうまでもない。だが、それにもかかわらず、調査上の限界やなお残された問題も少なくない。すでに個々に触れてきた問題点についてはなるべく繰り返すことを避け、ここでは以下、対象企業設定上の問題、現行会計諸規定の批判的視角と実質費用概念確定上の問題、利潤隠蔽の大要をなす減価償却取扱上の問題——以上の三点に絞

(注84) Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 18.

(注85) a. a. O., S. 222.

(注86) a. a. O., S. 229 f.

って、若干の検討を加えておくこととしたい。

まず、対象企業設定上の問題点についてであるが、その一つは、調査対象をコンツェルンではなく、個々の資本会社（株式会社と有限会社）としたことからくる問題点についてである。たしかに、コンツェルン決算によっては、いわゆる内部売上高が連結されてしまい、外部売上高のみが表示されてくるにすぎないこと、またコンツェルン構成企業が様々なコンツェルンの連結範囲に交叉することにより、50大企業のウェイトをみる際に二重計算となること、さらにコンツェルンによってそれぞれ連結範囲が異り、相互の厳密な比較が困難であること、くわえてコンツェルン決算が義務付けられるようになってまだ日が浅いため、期間的比較に不十分であること、等々の問題があって、そのかぎりでは調査対象を個々の資本会社としたのもうなずける。

だが、それとともに、少なくとも代表的なコンツェルンについては、たとえ事例的にせよ、同時にコンツェルン連結決算について同様な調査がなされて然るべきであると思われる。法律的にはともかく、その経済的実態においては、今日の企業が単に個々の株式会社ないし有限会社としてのみ存在するものではなく、多くの場合、コンツェルンの一環として存在するものであるからである。つまりコンツェルンをもって統一的な資本運動体とした場合、その経済的実態は個々の構成企業に^(注87)ついてではなく、まさにコンツェルンの総体において、これを把握する必要があるからである。そして、コンツェルンとその主要構成企業との調査結果を比較・分析することにより、前述の利潤調査では触れられていない構成企業間の利潤調整の問題をも俎上にのせていくことが必要であると思われる。

つぎに、巨大企業と残余の企業との比較分析に関連するのであるが、単に残余の一般株式会社企業のみならず、もっと小規模の企業（合名会社、合資会社、有限会社形態等）との比較も必要である。たしかに、整合的な財務資料が得がたいという限界があるのであるが、たとえ部分的にせよ、何らかのフォローが工夫されるべきところである。この点、西ドイツの立ち入った関連資料源にまだ疎い状態では、今後の課題とせざるをえないが、少なくとも結果的にみて、著者達のいう個別資本的純利潤概念が内部資金（利潤の内部留保と減価償却）にほぼ対応していることから、そうした面での比較からアプローチしていくことも考えられよう。いずれにせよ、わが国におけると違って、とくに西ドイツでは株式会社はビッグ・ビジネスである場合が多く、これを調査・比較しても、大企業と中小企業との比較をしたことにはならない。

なお、さきのコンツェルンとも関連して、多国籍企業の利潤調査に際しても、注意を要する。周

(注87) なお、念のためにいえば、現在、西ドイツの株式法等で一般化しているコンツェルン概念は、むしろトラスト形態（産業部門内の諸資本を中心とする集中形態）にあたり、部門にかかわらず諸産業資本（トラストをも含めて）と大規模金融機関との包括的な癒着・結合からなる利益共同体（本来ならば、これがコンツェルン概念を構成する）ではない。厳密に言えば、利潤調査にあたっては、株式会社、トラスト、コンツェルンという各企業集中階層次元で問題を捉えるべきであると思われる。

知のように、今日の巨大企業の多くは多国籍化を達成してきており、内外の本社——子会社間、また子会社相互間の取引価格、振替価格 (Verrechnungspreise) の操作による利潤調整が問題である。当該調査対象となっているような巨大企業においては、多かれ少なかれこの問題が一定の役割を演じてくると思われるが、その一つの典型は何よりも石油精製企業においてみとめられるところである。

すなわち、西ドイツの石油精製業の総生産および取引高の過半は、国際石油コンツェルンの子会社によって担われているが、これらの西ドイツ子会社は、同じコンツェルンに属する別の企業が担当している原油の産出と輸送にたいして振替価格で支払う。この振替価格は、市場メカニズムによってではなく、国際コンツェルン指導層によって設定されるもので、多くの場合、輸入制限によって保護されているアメリカの国内価格水準に対応して設定されるといわれる。したがって、西ドイツの場合には、アメリカやベネズエラの石油にくらべて低コストの中近東原油を導入しているにもかかわらず、その振替価格がアメリカ国内並みに高水準に設定されることになる。つまり、西ドイツの子会社の利潤はその分低く計上されてくることになる。総じて、国際石油コンツェルンにあっては、石油の産出と輸送の段階にくらべて、精製と石油産品販売の段階（これを海外子会社が担当）の収益性は低くおさえられているのが特徴的である。以上から、西ドイツの産業部門間の収益率格差の分析を行なっているペーター・ザースも、この部門の評価にあたっては細心の注意が必要であると警告している。^(注88)

以上、対象企業設定上の問題として、コンツェルン、非独占的企業、多国籍企業について言及してきたが、その多くは主として資料的限界にもとづくものであり、したがって今後の基礎資料の蓄積が急務であると思われる。

4. 概念再構成の分析視角やその具体的方法についても、なお議論の余地が残されている。すでにみてきたように、この調査研究における会計諸規定批判の視角は、主として債権者保護の名目のもとでの「慎重の原則」、それによる保守主義的な評価思考に向けられている。たしかに、それが今日でも依然として会計諸規定のバック・ボーンを形成しており、いわゆる含み資産の形成や一部利潤の費用視等を正当化させる一つの基底的な依り拠を提供しているという意味で、この点をつくことは必要不可欠である。

だが、それのみによって今日の巨大企業の「利潤の費用視」思考を説明することはやや不十分であると思われる。すなわち、以上のいわば伝統的な会計思考と並んで、今日ますます主張されてきている一連の「近代企業理論」——「所有の経営の分離」論、経営者の「社会的責任」論、「企業維持」ないし「^{ゴーイング・コンサーン}継続的企業体」論等々——の様々なビジネス・イデオロギーとの連関も問われて然

(注88) Peter Saß, Die Untersuchung der Profitraten-Unterschiede zwischen den westdeutschen Industriebranchen nach dem 2. Weltkrieg, 1975. S. 19 f.

るべきであろう。かのドラツカー流の「必要利潤＝費用」といった極端な立場は別にしても、たとえば経営者報酬の費用視思考等は、そうした批判視角のもとではじめて整合的にとらえることができると思われる。

つぎに、著者達のいう「実質費用」、「必要不可欠費用」の設定もかならずしも明確ではない点が指摘されなければならない。たとえば、一方では企業の所得に関する税金(法人税; 資本利得税)等が、これを避けて通ることができない、その意味で必要不可欠であるという故をもって実質費用を形成するものとされ、他方では政党への寄附金等は明らかに利益使用であるとして、費用から除外される。だが、単に必要不可欠であるという意味では、後者の寄附金等も戦略的な意味でやはり必要不可欠であり、したがって費用を形成するという主張もなされよう。

他方、費用性の基準として、該当項目について、企業の経営者がそのリーダーシップを握っているか否かが強調される。つまり、企業の営業政策のパラメーターを形成するものであるか、それとも多分に外的条件の力関係によるものであるかによって、前者の場合には、それが目的意識的な利潤追求活動に属するが故に、その費用性がみとめられ、後者の場合には否定されて利益使用とみなされる(たとえば、利益引渡契約の際の支配企業、従属企業の相違にもとづく利益受授の差別的取り扱い)。

みられるとおり、一方では避けて通ることができない、その意味で必要不可欠である故をもって費用性がみとめられ、他方では経営者の目的意識的な利潤追求活動である故をもって費用性がみとめられていることになる。少なくとも形式からすれば、一方での不可避性、必要不可欠性という基準と他方での恣意的な目的意識性という基準とは相互に矛盾しているといわなければならない。

たしかに、当面の調査目的からいえば、社会的な価値造出額の算定ではなくして、個々の企業資本がそれぞれの営業年度に実際にどれだけ増加したかが問題であり、その意味でたとえば支払利息等のように、経済学的にまさに分配ないし利潤使用の形態にはかならないものであっても、個々の企業にとっては費用を形成するという点については、そのとおりであり、またすでに述べてきたとおりである。だが、少なくとも企業利潤にかかわる税金等は、たとえ「その支払を免れることができない」ものであり、それが「経済的総過程への国家の介入がますます強まり、また包括的、継続的になってきている」もとで、他企業への支払分とともに、「資本主義の生産諸条件と企業資本間の連壘条件の形成・維持のためにまさに必要不可欠な支出とみられるべきであって、それなくしては資本の価値増殖も考えられない」としても、それ故をもって、「企業にとってはまさに必要不可欠な費用として考慮されなければならない」^(注89)ということにはならないであろう。

上述の税金についていえば、それがすでに達成された利潤にかかわるものであるかぎりにおいて、費用ではなくまさに利益使用とみられるべきであろう。ひるがえって、著者達が実質費用の導出にあたって、二つのステップを踏んで、つまり、第1に実際に支出を伴うものであること、第2

(注89) Arbeitsgruppe Großunternehmen, a. a. O., S. 65.

に企業の経済的活動（利潤追求活動）に対応したものであることを条件として、費用概念の再構成をはかっているのであるから、あとはこの基準に則して個々の項目を検討していくことで事が足りるはずであり、ことさらに「必要不可欠費用」（Notwendiger Aufwand）という概念を設定するのは必要不可欠でないばかりか、かえって事態を混乱させるように思われる。

5. すでにみてきたように、利潤隠蔽の最大の源泉は過大な減価償却にあった。著者達が通常の平準化論（当初の過大償却は後年度の過小償却によって自動的に平準化されるとするもの）を一定に克服し、個別資本の拡大過程下、過大償却分が単に利潤計上の繰り延べにとどまらず、実質的に利潤隠蔽となる点を指摘していることは、大いに参考とされるべきであろう。^(注90) 著者達が修正償却計算の場合にも、設備の利用期間を加速度償却の場合の期間でもって打ち切っているのもそのためである。というのも、当該設備の残余の償却相当分は、過大償却のおかげで新たに調達された設備（過大償却がなされなければ存在していないところの設備）の減価償却として、収益から控除されることになるからである。

ただし、以上の修正計算の論理にも問題がないわけではない。減価償却によって流動化した資金がかならずしも直ちにすべて設備投資にまわされるわけではなく、したがって上述の修正償却計算が量的に整合的であるとはかぎらないからである。また、著者達の指摘するローマン＝ルフチ効果な^(注91) いし設備能力拡大効果にしても、過大に評価されるべきではないことはいうまでもない。

ところで、修正前後の減価償却に大きな懸隔が生ずるところとなったが、その少なからぬ部分は設備資産のなかでも大きなウェイトを占めている「機械および機械装置」について、税務当局のみとめる利用期間（耐用年数）を2倍に修正（年々の償却率を二分の一に修正）している点、つまり Afa 表で大体8～10年の利用期間となっているところを約2倍の18年として修正計算をしている点に帰着せしめられる。そこでの問題は、個々の企業によってそれぞれ設備状況を異にしている状態のもとで、こうした利用期間がはたしてどれだけの現実性をもっているかということである。実際には、それよりも短かいかも知れないし、あるいはもっと長いかも知れない。だが、これを外部者が個々の企業について知るとはまず不可能であり、その意味では、調査上の一つの限界を形成しているといつてよい。

以上、述べてきたように、なお残されている問題点や調査上の限界はあるにしても、当該利潤調

(注90) こうした、一期間の「過大」な償却が他の期間の「過小」な償却によって相殺されるとする平準化論（いわゆる総費用説）とならんで、有形償却資産を構成する設備の多様性に着目し、新たな設備にたいする過大な償却が古い設備にたいする過小償却と相殺されるとする立論（平均説ないし均衡説）があるが、この両者（中和説）について、立ち入って批判的に検討をくわえたものとして、わが国ではすでに君塚芳郎教授による先駆的業績がある。君塚芳郎「減価償却論における中和説」（明大経理研究所『経理知識』第7巻第1号、1958年10月、35頁以下）参照。

(注91) いわゆるローマン＝ルフチ効果の実現上の問題点についてはつぎを参照。Georg Walterspiel, Betriebswachstum aus Abschreibungen?, Kritische Studie über den Kapazitätserweiterungs-Effekt und die Möglichkeiten seiner Optimierung, 1977., S. 33 f.

査の問題設定と分析視角は我々に多くのものを示唆してくれるものである。そこでの実質利潤分析とならんで、巨大企業の利潤の構成内容の変化——移転利潤部分のウェイトの増大傾向は、今日の成熟した資本主義経済の相対的な資本過剰（資本の相対的『絶対的過剰』）を表示するものとして、ひとり西ドイツにおいてのみならず、先進工業諸国に共通してみとめられる現象であろう。すでに指摘したように、相対的に過剰となった資本が海外に、また他部門に向けられることにより、それぞれ今日の企業の「多国籍化」、また経営の「多角化」が促進されているとともに、移転利潤の増勢は、それ自体、巨大資本の寄生性を強化するものとして立ち現われてきていることを表現しているといつてよい。そうした意味でも、ひとり西ドイツについてのみならず、わが国を含めて諸先進工業国についても同様の検討と調査研究がなされることの意義は少なくないと思われる。